

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第2条
許認可等の種類	運河開設の工事設計の認可、工事着手及び竣工期限の延伸の許可
法令の定め	「免許ヲ受ケタル者ハ国土交通大臣ノ指定シタル期限内ニ工事設計ノ認可ヲ都道府県知事ニ申請スヘシ」 「免許ヲ受ケタル者ハ前項ノ認可ヲ得タル日ヨリ六箇月内ニ工事ニ著手シ指定ノ期限内ニ之ヲ竣功スベシ但シ正当ノ事由ニ因リ期限内ニ著手又ハ竣功スルコト能ハザルトキハ都道府県知事ハ期限ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得」
審査基準	未設定（過去に申請実績がなく、将来的に申請の見込みがないため。）
標準処理期間	総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課 （電話番号：23-841 ）
申請先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ （電話番号：23-841 ）
問い合わせ先	同上 （電話番号： ）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法		
根拠条項	第6条		
許認可等の種類	運送開始の許可		
法令の定め	「工事ノ全部又ハ一部竣工シ運送ヲ開始セムトスルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ」		
審査基準	未設定（過去に申請実績がなく、将来的に申請の見込みがないため。）		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課		（電話番号：23-841 ）
申請先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ		（電話番号：23-841 ）
問い合わせ先	同上		（電話番号： ）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法		
根拠条項	第7条第1項		
許認可等の種類	運河使用規程の認可		
法令の定め	「免許ヲ受ケタル者ハ通航料其ノ他運河使用ニ関スル規程ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クヘシ」		
審査基準	未設定（過去に申請実績がなく、将来的に申請の見込みがないため。）		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課		（電話番号：23-841 ）
申請先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ		（電話番号：23-841 ）
問い合わせ先	同上		（電話番号： ）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法
根拠条項	第7条第3項
許認可等の種類	運航停止の許可
法令の定め	「免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ全部又ハ一部ノ通航ヲ停止スルコトヲ得ズ」
審査基準	未設定（過去に申請実績がなく、将来的に申請の見込みがないため。）
標準処理期間	総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課 （電話番号：23-841 ）
申請先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ （電話番号：23-841 ）
問い合わせ先	同上 （電話番号： ）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法		
根拠条項	第10条		
許可等の種類	運河及び附属物件の譲渡・担保の許可		
法令の定め	「運河及附属物件ハ免許ノ効力存続スル間及其ノ効力消滅後一年間ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス」		
審査基準	未設定（過去に申請実績がなく、将来的に申請の見込みがないため。）		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	総合政策部交通政策局交通企画課		（電話番号：23-841 ）
申請先	総合政策部交通政策局交通企画課港湾グループ		（電話番号：23-841 ）
問い合わせ先	同上		（電話番号： ）
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/bkk/sinsakizyun.htm ）		

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和2年1月27日作成)

法令名	運河法（大正2年法律第16号）
根拠条項	第2条、第6条、第7条1項、第7条3項、第10条
許認可等の概要	<ul style="list-style-type: none">・第2条 運河開設の工事設計の認可、工事着手及び竣工期限の延伸の許可・第6条 運送開始の許可・第7条1項 運河使用規程の認可・第7条3項 運航停止の許可・第10条 運河及び附属物件の譲渡、担保の許可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	過去に申請実例がなく審査基準を設定できていないことから、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難であるため。
担当部課	総合政策部交通政策局交通企画課
担当者名	高橋 恭介 (内線： 23-841)